令 和 ７ 年 ９ 月 ４ 日

資料２－５

# 琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況

- 琵琶湖の保全及び再生に関する総務省の取組

（参考）地域おこし協力隊について

（参考）地域おこし協力隊の推進に要する経費

（参考）ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

（参考）ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

総 務 省

# 琵琶湖の保全及び再生に関する総務省の取組

## 地域おこし協力隊 ※詳細はP2・P3参照

- 都市部から過疎地域などへ生活の拠点を移した方が、一定期間、地場産品の開発や、農林水産業への従事などの地域協力活動を行って地域活性化に貢献するとともに、その地域への定住・定着を目的とした、**地域おこし協力隊の取組を推進**

### 【滋賀県内における活動事例】（長浜市、東近江市、多賀町）

- **琵琶湖の水源林保全**のため、森林整備活動のほか、自伐型林業を目的とした活動を行い、林業作業研修や木材の利活用を進める取組を実施

自伐型林業（イメージ）

### 【取組推進のための支援等】

- 隊員の募集、活動、日々のサポート、起業等に要する経費について**特別交付税措置**
- 地域おこし協力隊の活用を検討する自治体等からの求めに応じ、協力隊の知見・ノウハウを有する**地域おこし協力隊アドバイザーを派遣**
- 隊員や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる**地域おこし協力隊全国サミットを開催**し、制度周知や隊員同士の学びや交流の場等を提供
- 情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等を行うため、令和６年２月に**「地域おこし協力隊全国ネットワーク」を設立**

等

## ローカル10,000プロジェクト ※詳細はP4・P5参照

- 産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した**地域密着型の創業・新規事業を支援**（国庫補助事業、地方単独事業への地方交付税措置）

### 【滋賀県内における活用事例】（長浜市）

- **ビワマスなどの地域資源を活用**した郷土料理やアレンジ料理を提供する地産地消ビュッフェレストランを整備。新たな観光拠点の創出により、**周辺の観光スポットへの回遊性を高め、宿泊型観光への転換を促し、地域活性化を図る**。

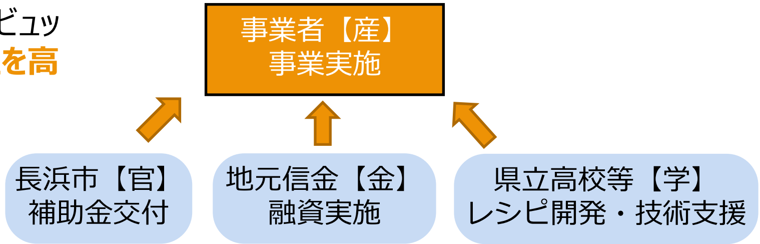


事業実施体制（イメージ）

# 参考　地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの 「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体：**地方公共団体　　　　　　　　　○**活動期間：<u>概ね1年以上3年以下</u>**

○**地方財政措置：**＜特別交付税措置：R7＞

・**<u>地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限</u>**

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限　等

・**<u>地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限</u>(<u>報償費等：350万円</u>**、その他活動経費：200万円)

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者１人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

***<u>※このほかＪＥＴプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）</u>***

**地域おこし協力隊導入の効果**
**～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～**

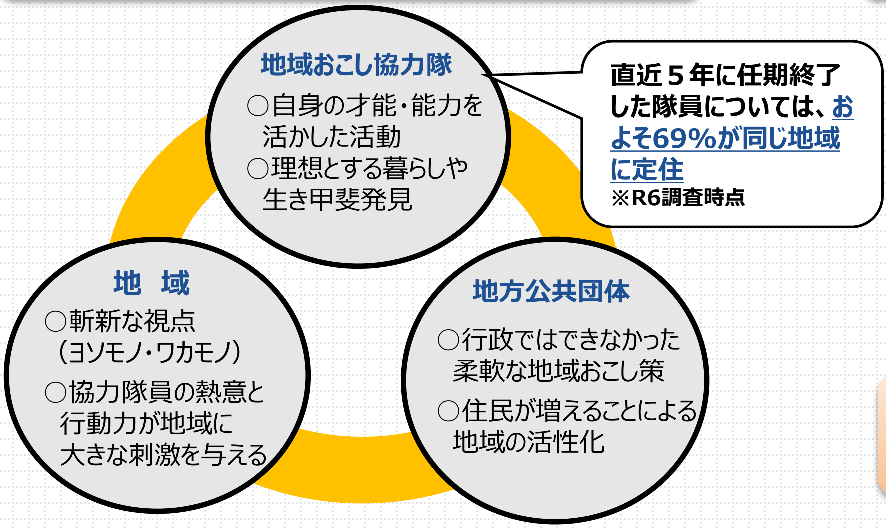


**隊員数、取組自治体数の推移**　　⇒ **<u>令和８年度に10,000人を目標</u>**

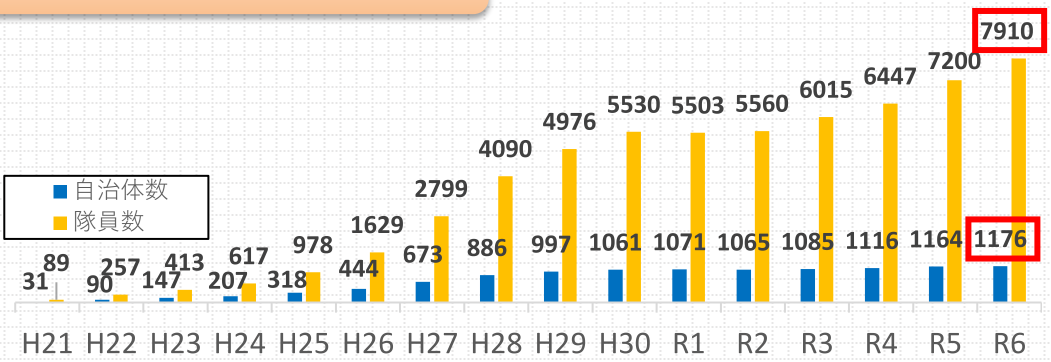


**隊員の<u>約4割は女性</u>**

**隊員の<u>約6割が20歳代と30歳代</u>**

**直近５年に任期終了し定住した隊員については、<u>およそ46%が起業</u>**※R6調査時点

# 参考　地域おこし協力隊の推進に要する経費

**Ｒ７当初予算額：２４８百万円**
**（Ｒ６補正後予算額：３９３百万円）**

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和５年度は7,200人であり、令和８年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

## 制度周知・隊員募集

### ■戦略的な広報の取組強化

拡充　インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

### ■課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充　「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。

## 隊員活動期間中

### ■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

### ■各種研修会等の実施

・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。

・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。

### ■起業・事業化研修等の実施

・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

## 任期後

**起業・定住**

**地域への人材還流を促進！**

参考

# ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

R7当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円
R6補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円
R6当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

**❶地域密着型（地域資源の活用） ❷地域課題への対応（公共的な課題の解決）**

**❸地域金融機関等による融資、地域活性化ﾌｧﾝﾄﾞによる出資、民間ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ ❹新規性（新規事業） ❺モデル性**

の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

## 事業スキーム

民間事業者等の初期投資費用
（施設整備・改修費、機械装置費、備品費等）

公費による交付額
国費　地方費

地域金融機関等による融資(原則・無担保融資※)、地域活性化ﾌｧﾝﾄﾞによる出資、民間ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ、ふるさと融資を活用する場合の地方公共団体による融資

※交付金事業により取得する財産には担保設定可能

自己資金等

▲ 国の財政支援等

| ½ 国費 | ¼ 特別交付税 |
|---|---|
| | ¼ 実質的な地方負担 |

**【補助上限額】**

| 融資／公費 | 上限額 |
|---|---|
| 2.0～の場合 | 5,000万円 |
| 1.5～2.0の場合 | 3,500万円 |
| 1～1.5の場合 | 2,500万円 |

※融資額と同額の範囲内

**【補助率】**

・原則、自治体負担の1/2
・条件不利地域
　財政力0.25以上 2/3
　財政力0.25未満 3/4
・デジタル技術活用 3/4
・脱炭素 3/4
・若者・女性活躍 3/4

**POINT**

- **自治体の事業を支援**
- **施設整備・改修費、備品費も対象**
- **補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）**
- **全ての産業分野で活用可能**
- **補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4**
- **特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減**
- **毎月、交付申請可能**

参考

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

**①地域密着型（地域資源の活用）　②地域課題への対応（公共的な課題の解決）**

**③融資、地域活性化ﾌｧﾝﾄﾞによる出資、民間ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ　④新規性（新規事業）**

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

## 事業スキーム

民間事業者等の初期投資費用

（施設整備・改修費、機械装置費、備品費、**広告宣伝費、商品開発費**等）

公費による交付額

**地方費**

融資、地域活性化ﾌｧﾝﾄﾞによる出資、

民間ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ

自己資金等

**上記①～④の要件**を満たせば、地方単独事業として、自治体の創意工夫に基づき自由に補助制度の制度設計が可能

▲ 国の財政支援等

**½　特別交付税**

**½　自治体負担**

**【措置率】**

0.5

**【上限額】**

| 融資／公費 | 上限額 |
|---|---|
| 1～<br>の場合 | 1,500万円 |
| 0.5～1.0<br>の場合 | 800万円 |
| ～0.5<br>の場合 | 200万円 |

※融資額と同額未満の場合についても対象

POINT

- **市町村の地方単独事業を支援**
- **国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。**
- **国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）が中心となる場合も柔軟に活用可能。**
- **国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。**